

秋田地方裁判所委員会第15回議事概要

1 開催日時

平成22年7月15日（木）午後3時から午後5時まで

2 場所

秋田地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員，敬称略，五十音順）

河村吉晃，小松弘子，佐川博之，佐々木博子，佐々木有紀，佐野元彦，馬場純夫，平野大輔，三浦清

（説明者）

菊地民事首席書記官，品川刑事首席書記官，八巻総務課長

（事務局）

小野事務局長，山方事務局次長，成田検審局長，星庶務係長

4 議事

(1) 開会

(2) 秋田地方裁判所長兼委員長あいさつ

(3) 新任委員紹介（佐々木博子，佐々木有紀委員）

5 テーマ「裁判員裁判2号事件の検証」に関する意見交換等

(1) 基本説明

説明者が，2号事件の円滑な手続進行に向けて改善を検討した事項及び裁判員裁判の実施結果について，資料に基づいて説明した。

(2) 意見交換（□が委員長，■が委員，○が説明者の発言）

□ 只今の説明について，意見又は感想を伺いたい。

■ どこの裁判所でも手続上の改善点などがあって，最高裁判所がそれらの情報共有を図っていると思われるが，その情報の中で何かこれはという斬新なものはあったか。

■ 裁判所によって実情が異なるので，今のところ，斬新と言える良い方法を紹

介するまでには至っていない。

- 裁判所によって裁判員裁判の事件数に違いはあるものの、いずれ裁判員裁判も通常の刑事裁判と同様の扱いになって、手続上の温度差はなくなっていくものと思う。
- 裁判官3人と裁判員6人のチームで一つの結論を出していく中で、議論をリードする裁判官に対するリーディングマネジメントあるいはコーチングスキルのような研修が行われているようなことはあるのか。
- 裁判所の組織運営の面で、管理職がマネジメント研修を受けることはあるが、裁判の訴訟運営の面で、裁判長が話合いの仕方を系統立てた研修を受けることはない。刑事事件担当の裁判官協議会や雑談の中で運営方法が話題になり、情報交換することはあるが、基本的には、裁判官が自分なりに勉強していくというスタンスである。最近ではファシリテーション本とか会議進行の板書の仕方についての本など、ビジネスの本から知識を取得している。ただ、ビジネスの本は斬新なアイデアを強く打ち出すという面が強く、裁判は話合いを積み重ねた結論を言わば愚直に出すという面があって、すべてが応用できる訳ではないように思われる。今のところは各裁判官がそれぞれ評議の工夫をしているというのが実情であると思う。
- 裁判官は法律だけ分かっていたらよいというのではなく、評議をする中で、裁判員がどのような感じ方を持つかということ意識して、気を遣いながら話合いを進めているというのが実際であると思う。

6 テーマ「裁判所の広報活動について」に関する意見交換等

(1) 基本説明

説明者が、広報の活動状況（週間行事等で実施しているもの、通年で実施しているもの、新規に実施した競売手続説明会）及び広報の方法例について、資料（一部映写）に基づいて説明した。

(2) 意見交換（□が委員長，■が委員，○が説明者の発言）

- 只今の説明について、意見又は感想を伺いたい。

- 法廷見学説明会、裁判官等の出前講義の参加者は年間でどのくらいあり、学校関係にはどのような働き掛けをしたのか。
- 平成21年度は、裁判官等の出前講義は8回で参加者は350人を超えており、法廷見学説明会は60回近くで延べ900人を超える参加者があった。法廷見学説明会は、学校や教育委員会にチラシやパンフレットを送付して案内している。
- 競売手続説明会はおもしろい試みだと思うが、その説明会の参加者の内訳や今後の開催についてはどう考えているか。
- 参加者58人のうち、業者を除いた一般の参加者は数人だった。一般の参加者は、機会があればまた利用したいということだったので、時期を見て今後も開催したいと考えている。
- 裁判所の広報としては、一つには、学生を対象に法教育の一環として紛争の解決方法を学ぶことを通して裁判所をアピールするという観点と、もう一つは現実に裁判所を利用する可能性があって、各種裁判上の手続をきちんと説明した上で利用しやすい裁判所をアピールするという観点とがある。さらに、これからは司法参加という形での裁判員など、一般の人の参加が重要になってくる。より良い効果のある企画やその広報の方法として、どのようなアイデアが考えられるか。
- 何を広報するか、その目的によって訴える手法が異なってくる。法教育という面からは、青少年に積極的に法律を教える機会を持つことが考えられる。また、目的が利用者を増やすということにあるのなら、一般的な面での利用しやすい裁判所という視点ではなく、例えば、少額訴訟や支払督促というように焦点を絞った方が、何のために誰に向けた広報をするのかがより分かりやすいのではないか。
- パンフレットに掲載されているアドレスは最高裁のものであり、最高裁のホームページから秋田の裁判所にたどり着くまで、何回かクリックする必要がある。すぐ入っていけるよう分かりやすいアドレスにすべきではないか。

広報の対象者としては、小中学生で裁判を体験学習した後、大人になって裁判と係わり合うまで機会がないので、裁判が身近になってくる大学生などの世代や成人式の機会にアピールするのがよいのではないかと。

裁判員に選ばれても、法律がよく分からないという声を聞くし、裁判官の説明が誘導ととられることもあると聞くので、刑法の無料公開講座が年に何回かあればよいと思う。

- 裁判所のホームページは最高裁がサイト管理をしているので、すぐ改善するのは難しい。
- 裁判所の競売物件については、インターネットで閲覧ができるだけで、実際に買い受けるためには書類で手続をしなければならない仕組みになっている。これをインターネットで買えるシステムにすれば利用者を増やす目的にかなうことになる。法教育については、先程意見があったように大学生を対象にした法学的な講義を行うことなども考えられる。
- 裁判所として積極的な広報はしていないが、毎年、地元のいくつかの大学からは、大学生を対象とした法廷見学の申込みがあって、法廷見学や裁判員裁判などの説明会を行っている。
- 広報行事に参加した方からアンケートを取る方法のほかに、裁判所に何を望んでいるかの意見を求めるために一般の方に来てもらうという方法も考えられる。また、裁判所の広報は効果が見えにくいところがあるかもしれないが、法廷見学ができることが支部にも掲示されているし、裁判所がオープンであることを示す姿勢があれば目的を達しているのではないかと。昔とは違って、裁判官が出張して、講義をするようになったことに驚きを感じている。そのノウハウは今後も是非引き継いでいただきたい。また、出張講義を行う際には、趣旨を口頭で説明した上で、学校等にリーフレットを交付するという方法も有効だと思う。
- テレビで人気のある法律番組を視聴すると、法律を身近に感じたり、法律に対する理解が深まったりするが、裁判所もそのような企画をすればよいのでは

ないか。

- 法律を知ること、又は理解することについては、弁護士から説明するのがよいと思う。と言うのは、後になってある紛争が裁判になる可能性があることを考えれば、裁判所が断定的に結論の説明を行うことは相当でないと思うからである。なお、裁判所では、法週間行事などで、弁護士会の協力を得て、無料の法律相談を行っている。
- 秋田魁新聞の連載記事で、秋田南税務署が、週一回「暮らしの税ミナール」というQ&A形式のものを行っているが、そのようなマスコミとタイアップした広報も検討すべきではないか。
- 裁判員裁判で、大勢の傍聴希望者が来る際に、ポスター等をさりげなく見てもらえるように貼る場所を工夫してはどうか。
- 広報用DVDの貸出しや配布にもっと力を入れるのもよい。私の所属する団体でも自主研修会を開くことを検討するので、その際には必要な資料を送付してもらえれば有難い。
- 裁判員制度が始まる前に、その制度を知ってもらうため、裁判所職員が分担して企業等に出向き、様々な情報を提供し、裁判員の広報用ビデオを配布した。裁判員制度の施行後1年が経って、評議の際の裁判員の不安を除くため、広報は、いろいろ具体的な問い掛けに答えるという形へと移ってきている。当職は、近日中に秋田市役所職員200人を対象とした部内研修に、裁判員裁判の講義に講師として出向くが、そのような具体的な問い掛けに答える内容も予定している。

7 次回開催日時及びテーマについて

- 次回の期日とテーマは、追って定める。

8 閉会